

スマート農業推進フォーラム2024in東海
2024年12月17日

食料・農業・農村基本法の改正、 スマート農業技術活用促進法の制定と スマート農業の展開について

東海農政局長
秋葉一彦

基本法改正のポイント①：人口減少下における農業生産の方向性を明確化

25年間で明らかになった課題

＜農業者の急速な減少＞

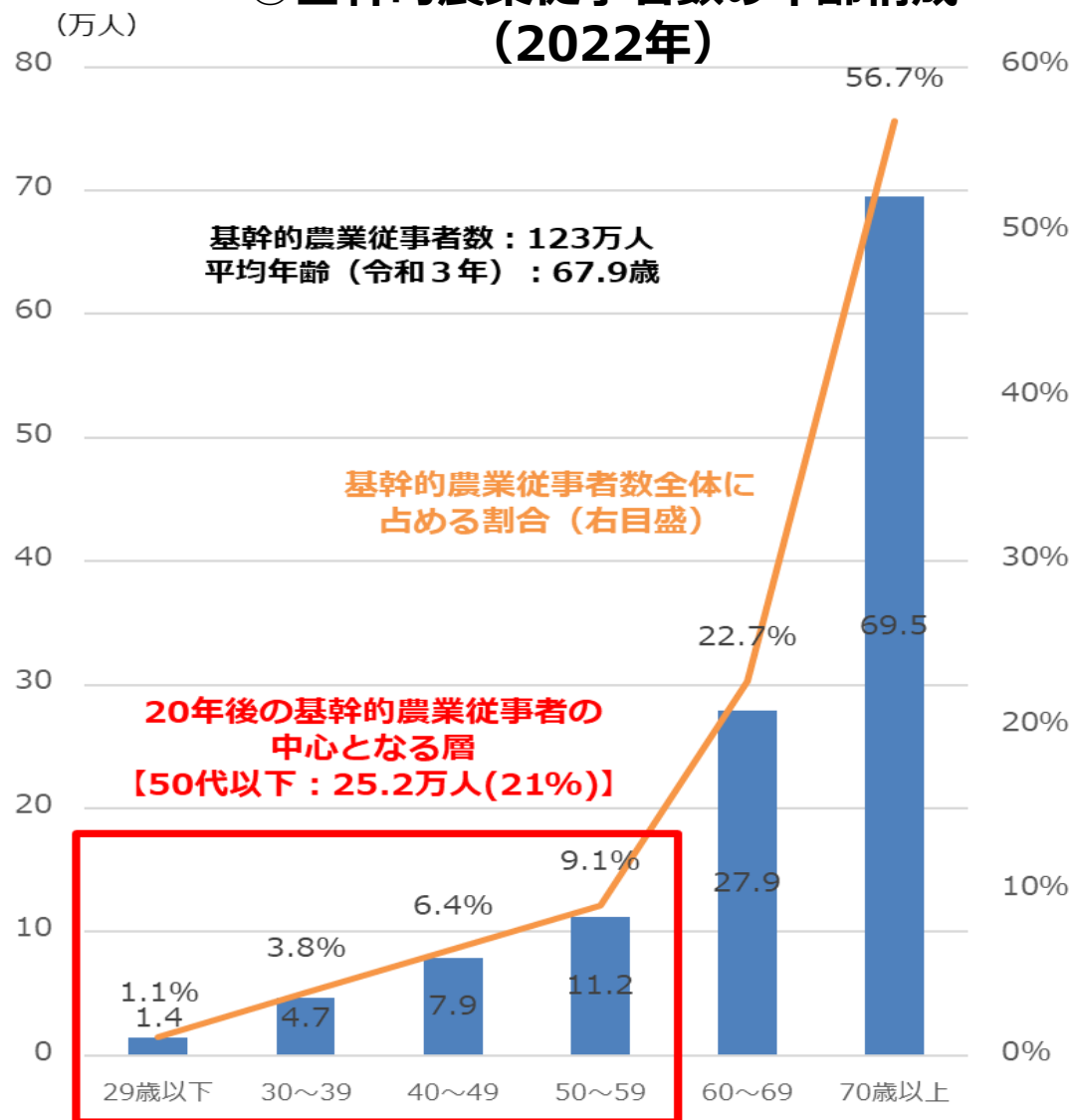
- ・国内人口が2008年をピークに減少局面を迎えた中で、60歳以上が大半を占める
農業者（個人経営体）の減少は不可避



改正後の基本理念

- ・人口の減少に伴う**農業者の減少等が生ずる状況においても、（食料安全保障の確保の前提となる）食料の供給機能や多面的機能が発揮され、農業の持続的発展が図られなければならない旨を明記（第5条）**

○基幹的農業従事者数の年齢構成（2022年）



資料：農林水産省「農業構造動態調査」（2021年、2022年）

注：基幹的農業従事者とは、15歳以上の世帯員のうち、ふだん仕事として主に自営農業に従事している者（雇用者は含まない）。

基本法改正のポイント②：人口減少下における農業生産の方向性を明確化

25年間で明らかになった課題

<少ない人数による安定的な食料供給の確保>

- ・農業者減少が不可避となる中、**少ない人数でも安定的に食料供給を確保していく必要**
- ・そのためには、スマート農業技術や新品種の開発による**生産性向上**、知的財産の保護・活用等の**付加価値向上**等、農業者の**収益性向上**に資する**取組**が重要であり、**施策の方向性**としてこうした取組を**更に後押ししていく必要**

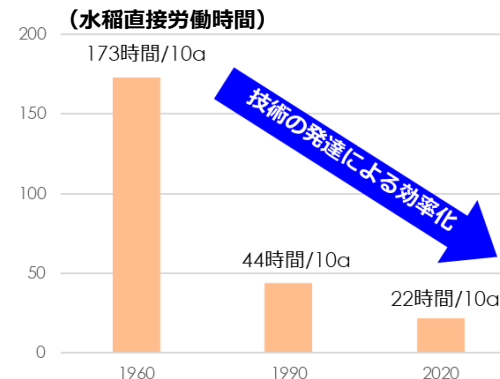
<環境問題への対応>

- ・農業は環境との親和性が高い産業である一方、温室効果ガスの発生や水質悪化に伴い、**気候変動や生物多様性への影響が懸念**
- ・パリ協定やSDGsの採択以降、**環境負荷低減への取組が国際的にも必要**

改正後の基本理念

- ・**農業生産の方向性**として、**「生産性の向上」**（スマート農業の促進や新品種の開発など）**「付加価値の向上」**（知的財産の確保・活用など）**「環境への負荷の低減」**が図られることを位置付け（第5条）

○スマート農業の導入による効率化



機械で収穫するときに傷つく数を減らすことが可能に
機械での収穫に適した品種



耕運機（1960年代） → トラクター（1980年代） → 無人トラクター

○知的財産の保護・活用（地理的表示保護制度(GI)）



飛騨牛(岐阜県)



徳島すだち(徳島県)

その地域ならではの要因で育まれてきた品質、社会的評価などの特性を有する製品の名称を、地域の知的財産として保護する制度。



- ・GIマークはGI製品に使用可能。主要な輸出先国等においてGIマークの商標登録出願中。
- ・輸出先国等で我が国の真正な特産品であることを明示し、差別化。
- ・真の日本の特産品の海外展開に寄与し、農林水産物・食品等の輸出促進にもつながるものと期待。

基本法改正のポイント③：「環境と調和のとれた食料システム」を新たな基本理念に

25年間で明らかになった課題

＜環境問題への対応＞

- ・農業は環境との親和性が高い産業である一方、温室効果ガスの発生や水質悪化に伴い、**気候変動や生物多様性への影響が懸念**
- ・パリ協定やSDGsの採択以降、**環境負荷低減への取組が国際的にも必要**

改正後の基本理念

- ・食料システムについては、**食料供給の各段階において環境に負荷を与える側面があることに鑑み、その負荷の低減が図られることにより、環境との調和が図られなければならないことを明記（第3条）**
- ・農業が行われることにより生ずるプラスの機能である**多面的機能**については、**環境負荷低減が図られつつ発揮されなければならないことを明記（第4条）**
- ・農業生産活動における**環境負荷低減が図られることにより農業の持続的な発展が図られなければならない旨を明記（第5条）**
※環境負荷低減のほか、生産性向上・付加価値向上についても明記（後述）

